

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録更新申請

事 項	毒物劇物販売業の登録の有効期間（6年）をこえて引き続き毒物劇物販売業の登録を受けようとする場合
根拠法令	法第4条、第23条の4 施行令第33条、第37条 施行規則第4条
提出部数	1部提出（松本市保健所）
添付書類	登録票
手数料	6,900円
その他	注）登録の日から起算して6年を経過した日の1月前までに提出する。

一般販売業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書
特定品目販売業

登録番号及び年月日		第 号 年 月 日
店舗の	所在地	
	名称	
毒物劇物取扱責任者の	住所	
	氏名	
備考		

一般販売業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
特定品目販売業

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

松本市長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。